

学校体育における武道の「推進策」について

斎 藤 浩 二

1. はじめに

平成元年3月に改訂された学習指導要領では、「格技」が「武道」に名称変更され、さらに、授業時間数も増すなど、武道教育が一層重視されることとなった。これは周知のように、終戦を契機に消滅した「武道」が昭和33年10月改訂の小・中学校学習指導要領から「格技」として学校体育に再生して以降、これまでの武道関係団体の要望や学校体育における武道(格技)推進方策の実施などによるひとつの到達点といえる。とはいっても、それは柔道・剣道・弓道等の実態は残存しつつも、学校体育の位置付けにおいてはスポーツとの間に干渉点を残す上位概念として伝統的に使用されてきた「武道」ではなく、スポーツの概念の下に包括される「武道」であることにかわりはない。

しかしながら、この名称変更を含む武道教育の重視・充実については、どのように受けとめてよいものであろうか。そこでは、「武道振興大会^{註1)}」等の動向などからみて、一概に単なる名称変更とは受けとめられない、あるいは「これまでの『格技』としての指導内容等に多少なりとも違いがあるのか」といった疑問・戸惑いがある。それは、現在の学校体育の武道推進事業に関して、特に昭和54年から取り組まれた「柔・剣道教育推進のための施策の拡充について^{註2)}」(以下「推進策」と略す)の具体措置が今日まで続いていることも係わっていよう。

本研究の目的は、戦後の学習指導要領の変遷を踏まえながら、学校体育における武道(格技)

教育の導入に係わる武道関係団体の動向や武道教育充実への方策を整理・検討することにより、今日の武道教育の方向を把握することにある。本稿では、(1) 武道(格技)指導推進校、(2) 柔・剣道の教員資格認定試験、(3) 公立学校の柔・剣道場設置、(4) 文部省主催の講習会の開催等について、文部省関係の刊行物(官報、文部省年報・広報、体育・スポーツ指導実務必携等々)等を主に検討することにより、「推進策」の動向を明らかにすることを主眼とする。

2. 「推進策」について

(1) 学習指導要領の変遷

昭和20年11月6日の「終戦に伴う体鍊科教授要項(目)の取扱に関する件」により、学校における「武道」の実施が禁止され、「武道」という用語は公に使用できなくなった。その後、昭和25年に「学校における柔道の実施について」、昭和26年に「学校における弓道の実施について」、昭和27年には「学校におけるしない競技の実施について」さらに、昭和28年「学校における剣道の実施について」により柔道、弓道、剣道の順に学校体育において再生したが、文部省は「武道」の歴史的、社会的背景をねぐらために、柔・剣・弓道の内容を「格技系統の対人スポーツ¹⁾」と規定し、スポーツの一領域として「格技」という分類用語を適用した。

この「格技」が登場してから今日までの中・高校学習指導要領における保健体育の格技(武道)についての改正点は、以下の通りである。

学習指導要領における格技（武道）の改正点

《中学校》

- ◎ 昭和33年10月告示、昭和37年4月施行

7領域のうち、格技（男子のみ）〔すもう・柔道・剣道〕各学年いずれか1種目を指導する。
指導時間数の比率は各学年5~10%。

- ◎ 昭和44年4月告示、昭和47年4月施行

7領域のうち、格技（男子）〔すもう・柔道・剣道〕各学年いずれか1種目選んで指導する。
授業時間数の比率は各学年10~20%。

- ◎ 昭和52年7月告示、昭和56年4月施行

5領域のうち、格技〔相撲・柔道・剣道〕主として男子に履修させるものとし、1種目選んで指導する。授業時間数の比率は1・2学年10~35%、3学年15~40%。

- ◎ 平成元年3月告示、平成5年4月施行

7領域のうち、武道〔柔道・剣道・相撲〕1学年は武道及びダンスのうちから1を選択、授業時間数の比率15~35%。2学年は球技・武道・ダンスのうち2を選択、授業時間数の比率45~65%。3学年は2学年と同様であるが、授業時間数の比率50~70%と異なっている。（男女とも）

《高等学校》

- ◎ 昭和31年1月告示、昭和32年4月施行

個人的種目のなかに格技系統の運動種目も含めた。柔道（男）・剣道またはしない競技（男）
・すもう（男）、指導時間数の比率は個人的種目で1学年40%・2学年30%・3学年20%。

*昭和32年5月20日「学校剣道の実施について」（通達）により、従来中学校・高等学校で実施している「しない競技」と高等学校で実施している「剣道」との内容を整理統合し、「学校剣道」として中学校・高等学校で昭和32年度から実施できるようになる。

- ◎ 昭和35年10月告示、昭和38年4月施行

7領域のうち、格技領域（すもう・柔道・剣道）は男子1種目以上選択。指導時間数の比率は5~15%。

- ◎ 昭和45年10月告示、昭和48年4月施行

7領域のうち、格技（柔道・剣道）は男子選択必修。第1選択（格技から1種目、球技から2種目）15~20%，第2選択（格技・球技・ダンスから自由に選択）10~15%。また、第2選択の場合は、学校や地域の実態を考慮し、すもう・弓道・レスリング・なぎなた・テニス・卓球・バドミントン・ソフトボール・スキー・スケートなどからも選択することができる。

- ◎ 昭和53年8月告示、昭和57年4月施行

5領域のうち、格技（柔道・剣道）は主として男子に指導するものとし、各学年において1を選ぶ。特に授業時間数の比率は示されていない。また、学校や地域の実態を考慮し、ソフトボール・相撲・弓道・レスリング・なぎなた・テニス・卓球・バドミントン・スキー・スケートの中から選択して指導できるようになった。

- ◎ 平成元年3月告示、平成6年4月施行

7領域のうち、体操は必修、器械運動・陸上競技・水泳・球技・武道・ダンスについて3または4を選択。その際、武道又はダンスのいずれかを含むようにすることとなっている。武道については、柔道・剣道のうち1を選択。なお、地域や学校の実態に応じて、相撲・なぎなた・弓道などその他の武道についても履修させることができる。(男女とも)

この変遷をみるかぎり、徐々に武道（格技）教育が重視されていることが伺えるが、武道の位置付けはあくまでもスポーツの一領域である。しかし、この武道（格技）教育の充実の背景には、前回報告²⁾したようにこれまでの武道関係団体の存在を無視できない。この点が、明治44年「武道」が学校体育へ導入されて以降、終戦まで進展してきたことの「その復活ではないか」として一部で取り上げられていた問題であり、名称だけのものではなくその動向そのものについての危惧から生じたことである。すなわち、このところが「スポーツと武道」の議論にみられる戦前の「武道」に対する「回帰的現象」と指摘される所以である。

(2) 「推進策」

昭和40年代には、「武道」という用語が公に使用されはじめる。すなわち、昭和39年に「日

本武道館」、昭和40年に日本体育大学・昭和42年には東京教育大学に「武道学科」、昭和43年に「日本武道学会」等といった具合である。

昭和50年代には、武道関係団体が相互に結束しはじめる新たな展開がみられる。それはまず、昭和52年4月23日設立された「日本武道協議会³⁾」(武道種目9団体と日本武道館で構成)、昭和53年2月9日結成された「国会武道議員連盟⁴⁾」(衆参両院の議員で構成)、昭和54年1月30日日本武道協議会と国会武道議員連盟によって懇談会が開催され、のちに日本武道館が加わり「武道振興大会」の開催の運びとなっていた。中でも、国会武道議員連盟の強い要請を受け、昭和54年文部省よって取り組まれた「推進策」(柔・剣道教育推進のための施策の拡充について)は注目できるものであった。

文部省「柔・剣道教育推進のための施策の拡充について」

1. 教育課程について

- 1) 中学校における格技（柔・剣道）の指導時間数配分の最高限である35%を達成目標とし、指導資料でそのモデルを設定する。
- 2) 当該モデルに基づく実践研究を行うため、柔・剣道の研究指定校を設置し、その推進を図る。

2. 指導者について

- 1) 非常勤の指導者等
 - ア) 保健体育における格技指導、クラブ活動及び部活動への非常勤の指導者（謝金補助）の導入を行う。
 - イ) 格技の実技指導の向上に資するために、体育実技指導者協力者の派遣を行う。
- 2) 指導者養成

柔・剣道を含む体育・スポーツ指導者養成のための国立の体育系新高等教育機関の設置を推進する。

3) 教員免許

柔・剣道の高等学校（中学校）教員資格認定試験を毎年実施する。

4) 講習会等

ア) 柔・剣道の実技指導者講習会を拡充する。

イ) 剣道連盟等と共に段位取得のための研修会を実施し、体育担当指導教員への段位付与の促進を図る。

ウ) 柔・剣道の指導の手引を作成し、中・高等学校に配布する。

5) 各県への指導

ア) 体育担当指導主事は柔・剣道の能力のある者を採用するよう指導する。

イ) 保健体育教員の採用に当たっては柔・剣道の段位保持者を優先するよう指導する。

3. 施設・整備について

1) 柔・剣道場を年次計画により緊急に整備する。

2) 屋内体育館に器具庫など柔・剣道の実施に必要な付帯施設を設置できるよう措置する。

なお、前期方針に基づく各年度の具体措置は次のとおりである。

1. 昭和54年度

1) 改訂教育課程の指導資料を作成配布する。

2) 柔・剣道の研究指定校を指定し、実践研究を行う。当該研究指定校には、実技指導協力者を派遣する（国庫補助を行う）。

3) 国立の体育系新高等教育機関について設置調査を行う。

4) 高等学校教員資格試験を柔・剣道とともに実施する。

5) 柔・剣道の実技指導者講習会を拡充実施する。

6) 柔・剣道の指導の手引を作成配布する。

7) 各都道府県への指導をあらゆる機会を通して徹底し、その実施について報告を求める。

2. 昭和55年度

1) 柔・剣道の研究指定校を拡充する。

2) 保健体育における格技指導、クラブ活動及び部活動への非常勤の指導者の謝金について補助を行う。

3) 剣道連盟等と共に段位取得促進のための研修会を開催する。

4) 柔・剣道場を緊急に整備するための年次計画に基づく初年度計画を実施する。

5) 前記措置に併行して屋内体育館に柔・剣道の実施に必要な付帯施設をできるような方策を実現する。

6) 以上のほか前年度からの措置を推進する。

3. 昭和56年度

前年度からの措置を推進し、本年度内には中学校における格技の実施時間数を最高限である35%の目標に達成させるものとする。

平成4年度の「武道振興大会」における文部省の配布資料「武道の充実について⁵⁾」の内容は、「2. 武道指導者の確保等について (1)武道指導者の資質向上のための事業の実施○武道指導推進校○武道指導者講習会○武道指導者養成事業○武道（柔道・剣道）段位取得講習会○学校体育実技指導協力者派遣事業○運動部活動指導者派遣事業○運動部活動指導者研修事業○武道指導の手引書」となっており、この「推進策」の項目の大半が盛り込まれている。

3. 武道教育の「推進策」の動向

「推進策」には、「1. 教育課程について、2. 指導者について、3. 施設・整備について」の目的があるが、次にその施策について探ってみたい。

(1) 武道（格技）指導推進校

「推進策」における「1. 教育課程について」は「1) 中学校における格技（柔・剣道）の指導時間数配分の最高限である35%を達成目標とし、指導資料でそのモデルを設定する。2) 当該モデルに基づく実践研究を行うために、柔・剣道の研究指定校を設置し、その推進を図る。」である。これに基づき、まず中学校で実施され、昭和55年からは高等学校も指定される。当初は、柔・剣道だけであったが、今日では柔・剣道以外の種目も取り組まれている。その趣旨等は下記の通りである⁶⁾。

趣 旨

中学校及び高等学校における武道の指導を一層拡充・推進するため、指導の計画や充実対策等について研究実践する。

研究実践内容

- 1. 教科における武道指導の研究実践
- 2. 特別活動等における武道指導の研究実践

研究実践期間 3 年間

（備考）公開研究会の開催、研究成果報告書の提出、研究発表大会。

昭和59年から「体力つくり推進校・格技指導推進校研究発表大会」（3年間の研究成果の発表交換、研究協議）が開催されている。平成4年度の開催は、12月17日から18日まで国立オリンピック青少年総合センターで行われた。参加は平成2年度から平成4年度に実施された51校（高等学校11校・中学校40校）であり、その種目は高等学校（剣道1校、柔道5校、なぎなた1校、柔道となぎなた1校、空手1校、剣道と柔道1校、不明1校）、中学校（剣道19校、柔道21校）であった^{註3)}。

推進校は、テーマに即した武道指導の研究実践を学校の教育活動全般にわたって実施している。また、研究紀要や公開研究会等^{註4)}をみるとかぎりでは武道（格技）だからといった特別なこだわりも感じとれず、実施種目内に溶け込んでいる武道（格技）の特性を理解しながら、あくまでも生徒の意識に基づいて実施されている教材研究であると捉えられる。さらに、公開研究会は指導者間の情報交換の場や他の推進校の参考となっている。

平成4・5年度の体力つくり・武道・運動部活動の推進校の各都道府県設置は、武道が毎年実施に対して、体力つくり・運動部活動はどちらかを隔年実施となっている^{註5)}。（表1）は、『文部省年報（第107～第112）』よりまとめたものである^{註6)}。

表1 格技・武道指導推進校（文部省報告より作成）

	総 数	中学校	高等学校
昭和54年	44校	44校	—
昭和55年	118校	77校	41校
昭和56年	47校	45校	2校
昭和57年	48校	46校	2校
昭和58年	84校	68校	16校
昭和59年	76校	70校	6校
昭和60年	71校	52校	19校
昭和61年	72校	55校	17校
昭和62年	70校	55校	15校
昭和63年	66校	50校	16校
平成元年	66校	49校	17校
平成2年	51校	40校	11校
平成3年	50校	36校	14校
平成4年	43校	36校	7校
合 計	906校	723校	183校

(2) 柔・剣道の教員資格認定試験

昭和39年7月2日法律第137号、「教員職員免許法の一部を改正する法律」公布により、第1回高等学校教員資格試験が同年11月22日から23日に実施された。これは、昭和38年2月に行われた日本武道館の幹部である国會議員と日本志道会の幹部との懇談会の際、学校における武道（格技）教育の振興方策に関して国会に尽力を要望することが決議され、それをうけて文部省が早急にその方針を実施したことによる⁷⁾。高等学校教員資格試験は、高等学校における特定の教科の科目を担当する教員の不足を満たすため、高等学校教諭の免許に特例を設け、高等学校教諭普通免許状を文部大臣の行う試験によって取得させる道を開いたものである⁸⁾。第1回として柔道・剣道・計算実務の3科目が実施された。その後の柔道・剣道の合格者の採用状況

について手塚は、「現状は、高等学校や中学校における柔道、剣道が保健体育のうちの一分野として位置づけられており、その授業時数も少ないために合格者のうちの教員志望者が、専任の教諭に採用されることは必ずしも多くない。しかし、これらの合格者のうちから非常勤の講師として学校柔道または剣道の発展に寄与をしている者は多数おり、この分野の教育の充実に役立っていることはよろこばしいかぎりである^{註7)}。」と述べている。昭和48年7月20日法律第57号、「教育職員免許法等の一部を改正する法律」の制定施行により、文部大臣又は、文部大臣が委嘱した大学が行う試験に合格した者に教員の普通免許状を授与するというあたらしい教員資格認定試験制度が創設された⁹⁾。これは、昭和47年7月の教育職員養成審議会の建議や関係方面の要望等を考慮し、教育界に広く人材を求め教員の確保を図るためであった。そのため昭和49年から昭和53年まで柔道と剣道が隔年実施となるが、昭和54年の「推進策」における「2.指導者について 3) 教員免許」の「柔・剣道の高等学校（中学校）教員資格認定試験を毎年実施する。」により柔道・剣道ともに毎年実施となる。（表2）は、『官報』および『文部省年報（第92～第111）』により作成したものである^{註8)}。

昭和63年12月28日法律第106号、「教育職員免許法の一部を改正する法律」では「学校教育の多様化等に対応するため、社会人の学校教育への活用を図ること。新たに、特別免許状を設けること。」として、特別免許状が制定された¹⁰⁾。これは、教科又教科の領域の一部に係わる事項について専門的な知識又は技能を有し社会的信望等のある者で授与権者が行う教育職員検定に合格した者に授与されるものである。また、教科の領域の一部に係わる事項等を担当する非常勤講師については、授与権者の許可を受けて免許状を有しない者を充てることができるようになった。

表2 柔・剣道の教員資格認定試験

(昭和39年～昭和58年までの受験者数・合格者数の推移)

	柔道	剣道		柔道	剣道
	受験／合格者	受験／合格者		受験／合格者	受験／合格者
昭和39年	923名／33名	1734名／88名	昭和49年	—／—	49名／13名
昭和40年	218名／38名	193名／30名	昭和50年	44名／7名	—／—
昭和41年	104名／22名	136名／35名	昭和51年	—／—	58名／17名
昭和42年	80名／17名	113名／21名	昭和52年	36名／9名	—／—
昭和43年	* 67名／12名	77名／20名	昭和53年	—／—	84名／26名
昭和44年	* 44名／17名	54名／26名	昭和54年	57名／15名	95名／30名
昭和45年	* 43名／16名	42名／15名	昭和55年	25名／6名	59名／22名
昭和46年	* 52名／17名	62名／23名	昭和56年	24名／5名	47名／17名
昭和47年	* 51名／15名	65名／26名	昭和57年	34名／5名	85名／14名
昭和48年	38名／7名	48名／9名	昭和58年	37名／11名	82名／20名

(*印は応募者数)

なお、指導者の不足に係わる指導者養成という観点から捉えると、昭和40年以降、体育系大学に武道学科が増設され、また昭和54年の「推進策」における「2. 指導者について 3) 指導者養成」では、「柔・剣道を含む体育・スポーツ指導者養成のための国立の体育系新高等教育機関の設置を推進する。」とあり、国立の体育

系大学や武道大学が設立されたことを踏まえれば、これまでに多くの武道を指導できる教員資格者がいることは事実であるが、その任用が問題である。このことは、昭和58年の文部省の調査「保健体育担当教員（男子）の柔・剣道段位保有状況¹¹⁾」（表3）で有段者の六割が初段で占められていることでもわかるように体育教員

表3 保健体育担当教員（男子）の柔・剣道段位保有状況

中学校

教員数	初段	2段	3段	4段	5段	6段	7段以上	合計	無段者
柔道	239	61	34	28	24	2	0	388	—
剣道	114	24	18	18	37	9	3	223	—
計	1172名	353	85	52	46	61	11	611	561

高等学校

柔道	206	58	23	16	33	26	1	363	—
剣道	49	16	4	7	15	29	9	129	—
計	786名	255	74	27	23	48	55	492	294

*調査校数、中学校470校、高等学校141校。

*格技の指導に関する調査（昭和58年8月）文部省体育局より

に武道の専門家は多いとはいえない。この点について、「推進策」における「2. 指導者について 5) 各県への指導」での「ア. 体育担当指導主事は柔・剣道の能力のある者を採用するよう指導する。イ. 保健体育教員の採用に当たっては柔・剣道の段位保持者を優先するよう指導する。」の影響であると思われる。

(3) 公立学校の柔・剣道場設置

昭和39年5月、文部省の「公立中学校・高等学校の格技場坪数調査¹²⁾」によると格技専用としての道場は少なく、柔道場、剣道場および柔・剣道兼用道場を合計して、中学校では約1.8

%、高等学校約24.8%であった。この道場の設置状況から、昭和41年から43年まで「柔・剣道場設置応急3年計画」を立てた。昭和54年の「推進策」における「3. 施設・整備について」では、「1) 柔・剣道場を年次計画により緊急に整備する。2) 屋内体育館に器具庫など柔・剣道の実施に必要な付帯施設を設置できるよう指導する。」とあり、昭和55年度から年次計画に基づき実施された。(表4)は、文部省調査(昭和51年から平成4年)によりまとめたものである^{註9)}。

ここ数年の設置率の推移からみると完備まで約20年かかることになる。

表4 公立学校柔・剣道場設置率の推移(文部省調査より作成)

	中学校	高等学校		中学校	高等学校
昭和39年	1.8%	24.8%	昭和59年	15.5%	77.7%
昭和51年	5.5%	59.3%	昭和60年	17.4%	79.5%
昭和52年	5.5%	59.9%	昭和61年	19.5%	81.7%
昭和53年	7.0%	60.6%	昭和62年	21.5%	83.5%
昭和54年	7.8%	62.6%	昭和63年	24.0%	85.1%
昭和55年	9.4%	66.6%	平成元年	27.2%	86.6%
昭和56年	10.5%	71.3%	平成2年	28.8%	87.4%
昭和57年	11.7%	74.4%	平成3年	31.2%	87.5%
昭和58年	13.6%	76.0%	平成4年	33.0%	88.1%
(平成4年5月現在) 中学校数 10596校→3492校設置 (33.0%)					
(全体48.5%) 高等学校数 4166校→3669校設置 (88.1%)					

(4) 文部省主催の講習会の開催等

現在の文部省主催の主な体育関係研修事業¹³⁾(武道)は、次の通りである。

- ・学校体育実技指導者講習会(水泳・武道を含む)
- ・学校弓道指導者講習会
- ・学校体育なぎなた指導者講習会
- ・学校レスリング指導者講習会
- ・体力つくり・武道推進校研究発表大会

また、地方スポーツ振興費補助金(体育・スポーツ振興事業)事業として武道指導者養成事業と学校体育実技認定・指導事業がある。

「推進策」における「2. 指導者について 4) 講習会等」は「ア. 柔・剣道の実技指導者講習会を拡充する。イ. 剣道連盟等と共に段位取得のための研修会を実施し、体育担当指導者教員への段位付与の促進を図る。ウ. 柔・剣道の指導の手引を作成し、中・高等学校に配布する。」とある。その動向は、次の通りである^{註10)}。

① 「柔・剣道の実技指導者講習会を拡充する」

◎ 学校体育実技指導者講習会

昭和34年地区小学校および中学校体育実技講習会（全国4ヶ所）に中学校で格技（柔道）が盛り込まれ実施された。その趣旨は「小・中学校の学習指導要領の改訂に伴い、体育の実技の指導力を高め、もって都道府県実技講習会における指導者の養成を図る。教育委員会指導主事、小・中学校の指導的教員（教育委員会が推薦した者）。」となっている。

昭和36年から高等学校が参加し、昭和39年から地区学校体育実技講習会「参加者は指導主事・県下の体育実技の指導者として県から選出された者」となる。

昭和38年から学校体育担当者格技講習会（全国2ヶ所）が新たに実施されたことにより、体育実技講習会には格技が盛り込まれていない。その趣旨は「学習指導要領の改訂に伴い、中・高校の格技（38年度は柔道・剣道）の指導内容を研究し実技指導力の向上をはかり、もって都道府県における格技講習会の指導者の養成を図る。」である。

昭和43年には地区学校体育実技講習会が学校体育実技（含む格技）指導者講習会に、学校体育担当者格技講習会が学校体育格技指導者講習会と改称したが、翌年から学校体育実技（含む格技）指導者講習会として実施され、今日の学校体育実技指導者講習会（水泳・武道を含む）に至っている。

◎ 学校弓道指導者講習会

昭和33年に弓道指導者講習会が行われ、昭和43年から学校弓道指導者講習会として実施され今日に至っている。その趣旨は「高等学校における弓道の正しい指導法の徹底と健全なる普及発展を図る。指導主事、教員養成大学担当教官、中・高校教員およびクラブ指導者。」である。

◎ 学校体育なぎなた指導者講習会

昭和35年に全国なぎなた指導者講習会が行われ、昭和58年から学校体育なぎなた指導者講習会として実施され今日に至っている。（昭和57年になぎなた連盟と共に開催されている。）

◎ 学校レスリング指導者講習会

昭和41年に全国アマチュア・レスリング指導者講習会が行われ、昭和58年から学校レスリング指導者講習会として実施され今日に至っている。

◎ 武道指導者養成事業

昭和61年から格技指導者養成講習会が都道府県で開催される。平成元年から（武道）となる。その趣旨は「中学校・高等学校の体育の担当教員のうち格技指導の経験の浅い者を対象に、基本的技能習得のための講習会（柔道・剣道のいずれか1種目以上）」である。

◎ その他の講習会（「推進策」以前から実施されていた主な講習会）

昭和34年剣道指導者講習会、これは剣道連盟結成後から実施されているが、昭和34年から「学校剣道の指導者と一般社会の剣道愛好者にたいして最も正しい剣道を理解させて、剣道指導者として必要な理論と実技を習得させる。各都道府県教育委員会から選抜された学校の体育指導者と各県連盟から選抜された五段以上の有資格者。」との目的になり、昭和36年まで実施される。なお、昭和32年には、学校剣道講習会（学校剣道の普及と教師の資質向上）が公立小・中・高校の教員を対象に全国2ヶ所で実施されている。

また、昭和32年相撲指導者講習会が昭和34年まで実施される。その趣旨は「学校における相撲教材を中心として基本動作および応用の技術を体得せしめるとともに、競技会の運営等について研修し、指導者の技能の向上をはかり相撲競技の発展に寄与す

る。」である。

② 段位取得のための研修会等

◎ 学校体育実技認定・指導事業

昭和55年から学校体育実技（格技）認定講習会（1地区）が実施され、昭和59年から各都道府県で開催となり、平成元年から（武道）となる。その趣旨は「中学校・高等学校体育担当者教員の武道の段位取得のための講習会（柔道・剣道）」である。昭和54年から学校体育実技指導協力者派遣事業が実施される。これは、「推進策」の「2.指導者について 1) 非常勤の指導者等」において「ア.保健体育における格技指導、クラブ活動、及び部活動への非常勤の指導（謝金補助）の導入を行う。イ.格技の実技指導の向上に資するため、体育実技指導者協力者の派遣を行う。」により民間人の派遣事業が行われた。その趣旨等は「都道府県が、小学校、中学校又は高等学校の体育担当教員に対し、実技の指導及び助言を行うため、学校体育実技指導協力者（公立諸学校の教員以外の者で、補助対象事業の実技指導者たりうるものとして、都道府県教育委員会が委嘱した者。）を計画的に学校等へ派遣する事業」である。指導対象運動種目は、水泳、柔道、剣道、器械運動である。

③ 柔・剣道の指導の手引の作成

◎ 指導の手引

「剣道指導の手引」（昭和55年6月）、「柔道指導の手引」（昭和57年6月）、「相撲指導の手引」（昭和59年3月）が発行されている。

4. おわりに

今日の武道教育を、これまでの「推進策」の動向によって捉えてみた。この推進事業の発端となった国会武道議員連盟の設立趣意書の目的や「推進策」の内容は確実に充実の方向に進んでおり、それは平成元年の学習指導要領の改訂からも受けとめられる。現在では、「武道振興大会」の配布資料（「武道の充実について」）にみられる武道指導者の確保を第一とした武道指導者の資質の向上のための事業等として実施されているが、今後どこまでの目的達成を目指しているのかが気掛かりである。つまり、これまでの武道の充実については、何らかのかたちで関与してきた武道関係団体の要望等がそのまま実現していることを考えれば、国会武道議員連盟の設立趣意書の目的のひとつでもある「柔・剣道を独立の正課とする…」や「武道振興大会」の決議文の「武道の独立の科目となるよう…」を次ぎなる目的および要望と捉えるならば、今日の名称変更等はその途中経過であり、いずれは「武道」が「保健体育」から独立した科目になるのではないかと思われるからである。

また、名称変更に係わる保健体育における「武道」の位置付けについては、これまで通りの体育分野の内容構成にみられるスポーツの領域内であることは言うまでもなく、その一領域として推進されているわけであるが、学習指導要領および指導書の「武道」の内容にこれまでの「格技」とは違うところがある。それは、「武道に対する伝統的な考え方を理解し、それに基づく行動の仕方を身に付ける」や「礼儀作法を尊重」および、「形」の導入などにみられるように完全にスポーツと割り切っていない点である。このところが名称変更に伴って指導内容にどんな違いがあるのかといった疑問や戸惑いにつながってきていると考えられる。この点で、まずは名称変更後の各種目の「指導の手引」の発行が望まれるところである。

これらの問題の根底にあるのは、「スポーツと武道」すなわち「柔・剣道はスポーツであるか、武道であるか」という周知の問題でもあるが、「武道」として出発してまもない今日、名称のうえでは「柔・剣道はスポーツであり、総称的名称として武道である」という位置づけで成り立っているわけであり、そこから逸脱を示

唆するような動向が相変わらず感じとれることは、今日の学校体育における武道教育の指標がいまだもって明確でないことを意味するものである。

註

- 註 1) 松川正義、「武道振興大会」日本武道、第405号、6頁、1988年、(昭和63年3月16日、国会武道議員連盟・日本武道協議会・日本武道館の三者の共催する「武道振興大会」においての要望事項に「(1) 学校教育における武道の取扱いについて、文部省の『教育課程審議会』はその答申で、格技を武道と改めることとしたがその確実な実現を図るとともに授業時間の十分なる確保に努め、早急に独立の科目となるよう特段の配慮を払うこと。」となっている。)
- 註 2) 編集部、「柔・剣道教育の行方をめぐって」新体育、第49巻第10号、7-8頁、1979年、(文部省では、国会武道議員連盟の要請を受けて「柔・剣道教育推進のための施策の拡充について」をまとめ、中学校および高等学校における柔・剣道教育を積極的に推進することになった。)
- 註 3) 平成4年度「体力つくり推進校・武道指導推進校研究発表大会」の参加校(宮城県宮崎中学校)の大会資料による。
- 註 4) 資料として、武道(格技)指導推進校の主な研究紀要(岩手県川崎中学校、山形県陵南中学校、宮城県松島中学校・若柳中学校・西山中学校・宮崎中学校、大阪府昭和中学校等)。公開研究会および授業見学は宮城県宮崎中学校による。
- 註 5) 文部省の体力つくり・武道・運動部活動の推進校実施に関する資料(宮城県教育委員会)。
- 註 6) 『文部省年報』(第107~第112)(昭和54年度~昭和59年度)および文部省体育局『体育・スポーツ指導実務必携』(昭和60年版~平成5年版)に報告された「武道指導推進校」より作成したものである。

- 註 7) 手塚晃、「高校柔・剣道教員資格試験について」武道、第56号、31頁、1967年。
- 註 8) 『官報』および『文部省年報』(第92~第111)(昭和39年度~昭和58年度)に報告された「柔・剣道資格認定試験の結果」より作成したものである。
- 註 9) 文部省体育局『体育・スポーツ指導実務必携』(昭和51年版~平成5年版)に報告された「公立学校の柔・剣道場設置」より作成したものである。
- 註10) 『文部省年報』(第84~第111)(昭和29年度~昭和58年度)に報告された「講習会・研修会等」により作成したものである。

参考文献

- 1) 文部省、「学校剣道指導の手びき」東洋館出版社、1-3頁、1953年。
 - 2) 斎藤浩二、「『スポーツと武道』—格技から武道への名称変更に関わるその背景について」仙台大学紀要第21集、33-43頁、1990年。
 - 3) 全剣連三十年記念史編集委員会『三十年史』、145頁、全日本剣道連盟、1982年。
 - 4) 全剣連、前掲書、146-148頁。
 - 5) 編集部、「学校武道正課の充実を決意新たに武道振興大会」武道、第306号、43-47頁、1992年。
 - 6) 文部省体育局『体育・スポーツの指導実務必携』(平成5年版)、951-957頁、ぎょうせい、1993年。
 - 7) 全剣連、前掲書、118-119頁。
 - 8) 『文部省第92年報』、20頁、1966年。
 - 9) 『文部省第101年報』、33-34頁、1975年。
 - 10) 文部省『文部法令要覧』、1922-1923頁、ぎょうせい、1992年。
 - 11) 杉山重利、「学校における武道教育『格技』から『武道』へ」武道、第241号、44-47頁、1986年。
 - 12) 江藤恵治、「学校における格技の問題点」新体育、第36巻第10号、26-37頁、1966年。
 - 13) 文部省体育局、前掲書、1443頁。
- * 参考文献のうち、文部省通達及び学習指導要領等の典拠については、紙数の都合もあり省略した。

“Promoting Plan of Budo” Within Physical Education

Koji SAITO

In the latter half of 1960s, the term ‘Budo’ began to be officially used in the educational institutions. In 1970s, people concerned with Budo began to put forward the idea to replace the term ‘Combat Sport’ with the term ‘Budo’. As a result, in 1989, the Ministry of Education formally changed the term ‘Combat Sport’ to ‘Budo’ in their teaching plan to be used in schools. But, at the Conference of Budo Advancement, there were serious concerns about 1) the changing of the term but not it’s content, 2) what to do with the Budo promoting plan which has been in place since 1979.

The purpose of this study is to grasp the trend of the Ministry of Education’s Budo promoting plan.

The conclusions of this study were summarised as follows:

- 1) Designated school for Budo was established in 1979. At present, there are 906 designated schools, (723 Junior High Schools and 183 Senior High Schools).
- 2) The Judo and Kendo’s Senior High School Teacher’s lincse Examination was established in 1964. (Up to 1983, there were 252 people who pass the Judo examination and 452 people who pass the examination for Kendo.)
- 3) Until 1992, 33% of prefectural Junior High Schools had facility for Judo or Kendo, 88.1% of prefectural Senior High Schools had Judo or Kendo facility.
- 4) There are workshops for training and improving quality of Budo instructors.
- 5) The concern for final objective of the promoting plan. In near future, there is a movement to remove Budo out of the sphere of physical education.